

岩見沢市中小企業等振興条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第 1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、災害等発生後の市内中小企業の早期の経営安定化を図るため、中小企業融資制度における利子補給を拡充する。

第 2 改正の内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、まちづくり特別資金の融資対象第 4 号「災害対策資金」の融資を受ける者に対する利子補給を「実行から 3 年間利率のうち 1 %分」から「実行から 3 年間利率の全額」に改める。

第 3 施行期日

公布の日

第 4 経過措置

この規則による改正後の岩見沢市中小企業等振興条例施行規則の規定は、令和 2 年 2 月 1 8 日以後に融資あっせんの申込みのあった資金について適用し、同月 1 7 日以前に融資あっせんの申込みのあった資金については、なお従前の例による。

岩見沢市規則第24号

岩見沢市中小企業等振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月7日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市中小企業等振興条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市中小企業等振興条例施行規則（昭和53年規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表2を次のように改める。

別表2（第6条、第6条の2、第6条の3関係）

融資制度		融資条件					
		限度額	期間	利率	保証人	担保	信用保証
振興 資金	短期運 転資金	2千 万円	1年以 内	短期プライ ムレート＋ 0.1%	取扱金融 機関の定 めるところ による。	取扱金融 機関の定 めるところ による。	保証協会 の保証付 きとなる ことがあ る。
	長期運 転資金	5千 万円	7年以 内（うち 据置1 年以内）	固定金利 長期プライ ムレート＋ 0.4% 変動金利 長期プライ ムレート			

		設備資金	1 億円	1 5 年以内（うち据置 2 年以内）	固定金利 長期プライムレート＋ 0. 4 % 変動金利 長期プライムレート			
		借換資金	5 千万円	7 年以内（うち据置 1 年以内）	固定金利 長期プライムレート＋ 0. 4 % 変動金利 長期プライムレート			
特別資金	企業立地促進資金	設備資金	1 億円	1 5 年以内（うち据置 2 年以内）	変動金利 長期プライムレート	取扱金融機関の定めるところによる。	取扱金融機関の定めるところによる。	保証協会の保証付きとなることがある。
	まちづくり特別資金	事業資金	1 億円	1 5 年以内（うち据置 2 年以内）	別表 1 の 2 に規定するまちづくり特別資金の融資対象別の利率は、次のとおりとする。 (1) 第 1 号から	取扱金融機関の定めるところによる。	取扱金融機関の定めるところによる。	・保証協会の保証付きとなることがある。 ・別表 1 の 2 に規定するまちづくり特別資金の

第4号
までに
該当す
る場合
の利率
は次の
とおり
とし、実
行から
3年間
利率の
うち1.
0%を
補給す
る。た
だし、新
型
コロナ
ウイル
ス感染
症の影
響によ
り、第4
号の融
資を受
ける者
につい
ては、実
行から
3年間
利率の

融資対象
第5号に
該当す
る場合
は、保
証料を全
額補給す
る。た
だし、保
証料の分
割払いに
より

全額を
補給す
る。

変動
金利
長期
プラ
イム
レー
ト＋
0.
3%

(2) 第5
号に該
当する
場合の
利率は
次のと
おりと
し、実行
から3
年間利
率のう
ち1.
5%を
補給す
る。
ア 固
定金
利

			長期プライムレート+1.3%以内 イ 変動金利 長期プライムレート+0.3%以内	1 回当たりの保証料の金額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
短期資金	500万円	1年以内	別表1の2に規定するまちづくり特別資金の融資対象第6号の利率は次のとおりとし、利率を全額補給する。 固定金利	・保証協会の保証付きとなることがある。 ・保証料を全額補給する。ただし、保証料の分割払いにより

				短期プライムレート		1 回当たりの保証料の金額に 100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
--	--	--	--	-----------	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の岩見沢市中小企業等振興条例施行規則の規定は、令和 2 年 2 月 18 日以後に融資あっせんの申込みのあった資金について適用し、同月 17 日以前に融資あっせんの申込みのあった資金については、なお従前の例による。